

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史					
	政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法の精神にのっとり、選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績(値) ^(※2)					
						令和3年度	令和4年度	令和5年度			
公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備すること	①	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究を実施	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行う。また、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	令和5年度	-	-	-	投票率が低下傾向にある中、現在のICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。 なお、学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告(H30.8)に基づく制度改正等は概ね令和2年度までに対応したところ、今後は在外インターネット投票を中心に調査研究を行い、各党各会派の議論なども踏まえつつ、検討を進めていく。
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等	2	常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 <アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施。	令和2年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業などを実施。	令和5年度	-	-	-	いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 また、各事業の実施に当たっては、意識調査の結果(選挙における選挙人の投票意識や意識の経時的変化の状況)等も踏まえて効果的に実施する。 ※常時啓発選挙管理機関として、常時国民の政治常識の向上のために行う啓発活動 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。 ※主権者教育アドバイザー 国民一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけられるよう、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>3</p>	<p>国民投票制度の認知度 <アウトカム指標></p>	<p>国民投票制度の認知度(第25回参議院議員通常選挙全国意識調査) ①10.6% ②30.4% ③42.9% ④13.3%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p>	<p>令和5年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p>	<p>国民投票制度の内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p> <p>※国民投票制度 日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票(国民投票)に関する制度。</p> <p>※国民投票制度の認知度 (公財)明るい選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査の結果を用いている。 ①よく知っている ②だいたい内容を知っている ③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがある ④知らない</p>		
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること</p>	<p>4</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標></p>	<p>政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【令和元年度分収支報告】</p>	<p>令和2年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>令和5年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p> <p>【参考(提出団体数 R元年度)】 (総務大臣届出分) ・政党本部 10団体 ・政党支部 194団体 ・政治資金団体 2団体 ・その他の政治団体 2,745団体 ※上記のうち国会議員関係政治団体 750団体 (総務大臣及び都道府県選管届出分) ・全政治団体 58,967団体</p>
<p>国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:97.4% 【平成29年分～令和元年度分収支報告】</p>	<p>令和2年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年度分～令和3年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>令和5年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(平成30年分～令和2年分の平均提出率が、平成29年分～令和元年度分の平均提出率(97.4%)を上回ること)</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(令和元年度分～令和3年分の平均提出率が、平成30年分～令和2年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上(令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年度分～令和3年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>				
<p>政治団体全体の過去3か年平均の提出率:90.7% 【平成29年分～令和元年度分収支報告】</p>	<p>令和2年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年度分～令和3年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>令和5年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(平成30年分～令和2年分の平均提出率が、平成29年分～令和元年度分の平均提出率(90.7%)を上回ること)</p>	<p>政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(令和元年度分～令和3年分の平均提出率が、平成30年分～令和2年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上(令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年度分～令和3年分の平均提出率を上回ること)</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>				

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和3年度行政事業 レビュー事業番号	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1) 選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)		※5		1,4	※5	0023	
(2) 参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)		※5		2,3	※5	0024	
(3) 投票環境の向上等に要する経費		※5		1	※5	0025	
(4) 衆議院議員総選挙に必要な経費(令和3年度)	—	—	※5	—	※5	新規21-0001	
(5) 参議院議員通常選挙に必要な経費(令和元年度)	※6	—	—	—	※6	R2-0027	
(6) 公職選挙法(昭和25年)		—		1~3	—		
(7) 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)		—		3	—		
(8) 政治資金規正法(昭和23年)		—		4	—		
政策の予算額・執行額	59,833百万円 (58,255百万円)	422百万円 (297百万円)	68,007百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku3.html)を参照。

※6 総務省令和2年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku2.html)を参照。